中核市移行に伴う障害福祉サービス事業等に係る届出等について

◎指定障害福祉サービス事業所等が水戸市に所在している場合，指定障害福祉サービス事業所等に係る届出等の提出先は令和２年４月１日から水戸市となります。

１　対象となるサービス（事業）

|  |  |
| --- | --- |
| 障害者総合支援法 | 児童福祉法 |
| ・居宅介護　・重度訪問介護・同行援護　・行動援護・療養介護　・生活介護・短期入所　・重度障害者等包括支援・共同生活援助　・施設入所支援・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援　・就労継続支援Ａ型・就労継続支援Ｂ型・一般相談支援（地域移行・地域定着）・就労定着支援　・自立生活援助　 | ・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援 |

２　対象となる届出等

〇指定（更新）申請

〇体制届（加算等に関する届出）

〇業務管理体制の整備に関する届出書

※指定障害福祉サービス事業所，指定障害者支援施設，指定一般相談支援事業所，

指定障害児通所支援事業所が水戸市にのみ所在する事業者が対象

（複数市町村に所在する場合は県へ，複数都道府県に所在する場合は国へ提出）

※業務管理体制の整備について，詳細は厚生労働省ＨＰの「障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する届出」をご参照ください。

　　〇廃止・休止・再開届出書